

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1220010	緊急の分岐に対応するために使用する自動車の緊急自動車としての指定追加	道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第7号)第40条 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第7号)の以下の保安自動車として取り扱っている。 今回提案された自動車が緊急自動車の保安基準(昭和26年運輸省令第7号)以下に保安自動車として取り扱っている。 なお、緊急自動車の運行の安全性を確保するため、当該自動車が緊急自動車であること他の交通に示す。警灯及びサイレンを備え、かつ、車色を原則として白色とすることとされている。	公安委員会の交付する緊急自動車の指定申請済証明書又は届出済証明書等の提出があった場合には、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第7号)以下に保安自動車として取り扱っている。 今回提案された自動車が緊急自動車の保安基準(昭和26年運輸省令第7号)以下に保安自動車として取り扱っている。 なお、緊急自動車の運行の安全性を確保するため、当該自動車が緊急自動車であること他の交通に示す。警灯及びサイレンを備え、かつ、車色を原則として白色とすることとされている。		有床診療所が保有し、分岐に従事する医師が緊急の分岐に対応するために使用する外上一般車両と変わらない自動車を緊急自動車として指定する。	産婦人科医、なかでも分岐に従事する産科医の不足により、分岐を扱う施設の間隔が相次いで増える。妊婦は人口1万人に全国で産科医1名しかいない。産科医の出がなくなる産科施設(産院)の診療所数は、20〜39歳の女性1万人あたり0.98施設と全国で最も少ない。わが国で誕生する新生児の約90%は有床診療所で出生している。大部分の有床診療所では、分岐に従事する医師が1人しか入らない。緊急を要する帝王切開手術の術中など、お互いに車を飛んで駆け付けなければならない。大学の産科医からの指導の派遣といった協力支援も無い現状のため、ほぼ24時間、365日待機を強いられている状況で、体系的にも精神的にも負担が大きい。さらに最新の専門知識習得のために必要な研究費や勉強会への出席もままならない。当然然りも例外ではなく、1つ呼び出しがあるか1つたえず急いで駆け付けなければならない。乗取、外出中になら分岐が実行した状況で乗取が入院されることある。入院の連絡を受け、急診診療所への帰路を急いでいる時にも、渋滞に巻き込まれ冷や冷やした経験も少ない。また、分岐を扱っている施設では24時間電話が掛るための産科医の分岐においては、1次に要件する。一部2次救急医療も担っている。分岐を扱う1次産科有床診療所これ以上の減少は、更なる地域中核の負担増に繋ぐ。産科医の増強に追い打ちをかける結果となりかねない。母児二人の命を同時に預かる産科医が安心、安全に分岐の場に駆け付け業務に従事できるように、その際使用する自動車を緊急自動車として指定していただきたい。	C	-	道路交通法施行法に基づき指定される緊急自動車については、その安全な運行を確保するため、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるようにする必要がある。このため、緊急自動車であることを他の交通に示すための警灯の装備等の技術的要件を「道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第7号)」等において規定しているところである。一貫しての緊急自動車の緊急自動車として指定された場合であっても、緊急自動車であることを他の交通に示すための技術的要件を適用することは、安全の確保に支障を及ぼすと考えられるため困難である。	1 0 0 2 0 1 0	医療法人 大宮林医院	埼玉県	警察庁 厚生労働省 国土交通省	
1220020	新エネルギーの利活用の促進(ハイオク)	大気汚染防止法 揮発油等の品質の確保に関する法律 道路運送車両法	道路運送車両法においては、大気汚染防止法第19条第1項の規定を踏まえて燃料規格を制定しているが、E3を超えるハイオク燃料混合燃料を一般車両に使用した場合、安全性及び大気汚染防止の観点から問題が生じることから、E10燃料は、大気汚染防止法に基づく燃料規格及び揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく揮発油強制規格において、一般の自動車燃料として使用することが認められていない。また、同様の考えに基づき、国土交通省所管の「保安基準細目告示」においてもE10燃料規格及びこれを前提とした安全上、環境上の技術基準が定められていない。		ガソリンへのハイオク燃料の混合率の上限を10%とする。また、ハイオク燃料を10%混合したガソリンに対応した車の登録を可能にする。	ハイオク燃料は、規格外小売等から製造し、ガソリンと混合して輸送用燃料として使用することができない。ハイオク燃料から製造されており、カーボンニュートラルであることから、環境に優しい。平成20年に、「揮発油等の品質の確保に関する法律」が改正され、製造や販売に関して、様々な規制が強化されたところ(平成21年2月施行)。ガソリンのハイオク燃料の混合率は9%と定められているが、環境に優しい新エネルギーの利活用促進のため、混合率の上限を緩和する必要がある。また、エネルギー消費が9%を超える燃料に付いた車は、現行法上の保安基準に適合しておらず、道路を走ることができないため、基準を改正する必要がある。	C	-	道路運送車両法においては、大気汚染防止法第19条第1項の規定を踏まえて燃料規格を制定しているが、E3を超えるハイオク燃料混合燃料を一般車両に使用した場合、安全性及び大気汚染防止の観点から問題が生じることから、E10燃料については、大気汚染防止法に基づく燃料規格及び揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく揮発油強制規格において、一般の自動車燃料として使用することが認められていない。また、同様の考えに基づき、国土交通省所管の「保安基準細目告示」においてもE10燃料規格及びこれを前提とした安全上、環境上の技術基準が定められていない。一方で、ハイオク燃料混合率の異なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、国土交通省では、平成19年1月に自動車の安全性等を確保することを条件としてE10対応車の技術指針を制定し、大臣認定による試験走行を可能とする制度を実施しており、現在、北海道のとら財団や大阪府において3か年わたる試験研究実証が実施されている。なお、E10対応車の型式指定のための保安基準の改正には、この大臣認定による試験走行が完了したデータによる安全性や環境性能の検証が必要となるほか、大気汚染防止法に基づく燃料規格及び揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油強制規格においてE10燃料の規格が定められる必要があり、今後、関係省庁と連携しつづけて検討を進めて行く考え。	1 0 4 1 0 2 0	十勝エネルギー特区 推進協議会	北海道	経済産業省 国土交通省 環境省	
1220030	次世代自動車(電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車)のナンバープレートの色要件の緩和	道路運送車両法第39条第2項及び第76条 道路運送車両法施行規則第11条第1項(第1号様式・備考(3))及び第45条(第12号様式・備考(3))	登録自動車の自動車登録番号の塗色は、事業用自動車においては緑地に白文字とし、私家用自動車においては白地に緑文字とする。 検査対象自動車(軽自動車)の塗色は、事業用自動車においては黒地に白文字とし、私家用自動車においては黒地に黒文字とする。		現在の軽車両及び普通車については、指定されている自家用及び業務用とナンバープレートの塗色要件を緩和し、次世代自動車専用の塗色(軽車両(自家用)には「薄青色地」に「黒色文字」、軽車両(業務用)には「薄青色地」に「黄色文字」、普通車(自家用)には「薄青色地」に「薄青色文字」、普通車(業務用)には「薄青色地」に「白色文字」で表記)とする。	次世代自動車(電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車)のナンバープレートの塗色要件を緩和し、内燃機関を用いた自動車と次世代自動車との差別化を図り、もって次世代自動車の普及促進による自動車からの温室効果ガス排出量削減を目指す。 【提案理由】 低炭素社会の実現に向けて、石油燃料を利用しない次世代自動車(CO2排出量ゼロの電気自動車や電池走行時のCO2排出量ゼロのプラグインハイブリッド自動車)の本普及に向けて、平成21年3月31日に京都市は経済産業省から「EV-PM法」に選定され、モータリゼーションの達成と充電インフラの整備を実現する。 今後の本格普及に向け、高速道路や駐車場の割引などの促進措置を検討されているが、現在の軽車両及び普通車については、自家用及び業務用ごとにナンバープレートの塗色が指定されており、外見だけでは次世代自動車と内燃機関の自動車の差異が判別できない。 【具体的提案内容】 次世代自動車のナンバープレートについては、軽車両(自家用)には「薄青色地」に「黒色文字」、軽車両(業務用)には「薄青色地」に「黄色文字」、普通車(自家用)には「薄青色地」に「薄青色文字」、普通車(業務用)には「薄青色地」に「白色文字」で表記する。	C	-	自動車登録番号等は、自動車の所有権の公益及び行政目的(環境保全、徴税、交通取り締まり、自動車を使用した犯罪の抑止)のため外見上から個々の自動車を特定し、識別することができる唯一の標識である。従って、自動車登録番号等は何人にも分かりやすく見やすいものであることが求められ、また全国を移動するという自動車の性質から塗色について全国一律の基準を定める必要がある。 また、自動車登録番号等は、車両の安全確保や各種取り締まり(交通違反、犯罪、環境対策など)を行うに際して、視認性、耐久性が最も重要であり、塗色の要件を緩和することで、程度の差はあるにせよ、視認性、識別性を損なう恐れが生じる。 なお、塗色を定めることにより、旧方式の検査登録システムのみならず、ナンバープレート情報読み取りシステムを利用する警察や道路管理者、民間駐車場等各種システムに与えるコスト負担、あるいは、頒布費が希少であることから、ナンバープレートメーカーが特許品として生産することで見込まれるユーザー負担の増加も考えられる。 以上の理由により、二提案の次世代自動車のナンバープレート塗色要件の緩和については、現時点では対応困難である。	1 0 2 0 0 0 0	京都市	京都府	国土交通省	
1220040	-	-	-		24時間運行の航空法の弾力的運用	九州北部4県(福岡・長門・熊本・佐賀)の空港を空港クラスに集約し、24時間運行可能な国際線のハブ空港を実現する(詳細別紙)	E		本要望事項は、規制の特例措置という観点から告示される内容ではない。	1 0 0 6 0 4 0	個人	長崎県	国土交通省	
1220050	技術的な使用過程車対策の実施	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法	自動車NOx・PM法に基づき、対策地域においては、トラック・バス等及びディーゼル乗用車のうち排出基準を満たさないものを、一定の期間が経過した後、自動車検査証を交付しない規制措置(車種規制)を課している。		技術的な使用過程車対策の実施	平成22年度までに対策地域のすべてで大幅な大気環境の改善を図れるように、更なる法改正により、域外からの流入車規制を図るとともに、規制不適合車を識別するためのステッカー制度を構築するなど、実効性かつ即効性ある措置を講じること。 また、規制地域外の流出車に対しても、対策地域外で検査を受けていない排出ガス濃度の高い旧形式の車両の規制強化に向け、国が自ら物品購入や工事等において率先的に取り組んでいくとともに、荷主等に対する意識喚起および取組の促進を図ること。 【提案理由】 首都圏の都三県では、平成15年10月1日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都府県市で連携協定してディーゼル対策に取り組んでいる。都における平成17年度大気環境対策では、非道路粒子状物質の濃度は昭和48年度の測定以来、初めて全都府県で環境基準を達成したことが、幹線道路沿いに残る二酸化窒素の高濃度汚染は依然として深刻状況にある。 国は、平成19年5月、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法(いわゆる「自動車NOx・PM法」)」を改正した。同法は、走行規制だけでなく保有規制であることや重点対策地区が交差点周辺の限られた範囲に限定されること、指定地区に係る計画書の作成義務が一部の事業者に限られることなどの課題を抱えており、その内容は流入車対策を軸として不十分なものである。	D	-	平成20年1月に施行された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」の一部改正する法律に基づき、流入車を使用する事業者による計画的な取組を促進する等により、大気環境の改善を図ることとしている。 また、「自動車NOx・PM法」による流入車を運行する事業者に対する排出基準適合車の使用の努力義務や荷主事業者に対する排出抑制の努力義務の実施を促し、排出基準適合車の普及を促進するため、車種規制に適合しているトラック・バス等にステッカーを貼付する「自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度」を、平成20年1月から任意の貼付制度として実施しており、まずはステッカー貼付の促進に反して欲しい。 更に、政府は平成19年から、グリーン購入法に基づき、低公害車導入を促進している。平成18年度末には政府の全ての一般公用車について低公害車への切り替えが完了している。荷主等に対する意識喚起及び取組の促進についてNOx・PM法において事業者の努力義務の実施が促されている。	1 0 2 9 0 1 0	東京都	東京都	国土交通省 環境省	

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁		
1220060	過疎地域における一般貸切旅客自動車運送事業開始にかかる要件の緩和	道路運送法(昭和26年法律第18号)第6条	一般貸切旅客自動車運送事業の許可に関する審査基準として、最低車両数について、営業所要する営業区域幅に3両とする(ただし、大型車を使用する場合は、営業所要する営業区域幅に5両)。		平成11年12月28日近距離旅一公第61号「一般貸切旅客運送事業等の許可に関する審査基準を定めることに関する省令」で認められるよう規制の緩和を求めている。	過疎地域であり、高齢化率も30%を超える法賀県余呉町において当社は「余呉町の路線バスを将来にわたり維持するため、コミュニティバスとしてバス会社を昨年7月9日に設立し、11月から同町事業者が運行していた廃止路線継業を引き継ぎ路線運行を実施しています。運行にあたっては「町、住民、事業者の三者による運行」を目指しており、地元有志の呼びかけにより設立された地域公共交通支援組織「余呉のバスを育てる会」と当社が7月10日運送法施行令を行い、すぐに改善ができることは改善を行い、その結果として運行ダイヤや乗客確保の改善を図ることにできました。 このように、運行実績の増減ができたとはいえ、廃止代替路線である路線を運行しているため、運行欠損が発生し、その分については町の補助を受けている状況であり、次の事業として計画している町の活性化につながる定期観光バスの運行、利用券、住民から出張要望がある貸切バスの運行実施したいと考えており一般貸切旅客運送事業の許可の申請を検討しています。 しかしながら、一般貸切旅客運送事業については一般貸切旅客運送事業の許可等に関する審査基準において最低車両数が3両と定められており、補助による廃止代替路線の運行を希望する当社において乗客確保するなどの確保が困難でありました。 貸切事業は当社が過疎地域の地域公共交通を将来にわたって運行するために必要な事業であるため、その地域の現状を考慮してもらった上で最低車両数の基準を下げていただくよう規制の緩和を求めている。	C	-				1 0 3 0 1 0	株式会社余呉バス	法賀県	国土交通省	
1220070	地域を限定し、観光外国人を対象としたカジノ設置及び関連法の制定	-	-		西九州地域におけるハウステンボス構内で観光外国人を対象としたカジノを設置し、新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築するため、カジノ「設置及びカジノ関連法の制定を求めているもの。 具体的内容として、刑法185、186条の規定による違法性を阻却するため、同35条の「法令又は正当な業務による行為は罰しない」とを根拠とし、カジノ関連法を制定することでカジノ特区を実現しようとするものである。 今回の提案に限っては、単にアイデアとしてだけでなく、より具体的なものにするため法案及び事業スキームを先行し提案を行う。	福岡県、佐賀県、長崎県を含む西九州地域を舞台とし、我が国で東アジアに最も近いという立地ポテンシャルと環太平洋の豊富な自然環境や歴史・観光資源等の既存ストックを活かした国際的滞在型リゾート地を目指す。その一つの手段として、ハウステンボス構内で、観光外国人を対象としたカジノを設置し、環境共生型の本格的リゾートエリアとしての新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築する。これにより、22万人の外国人観光客の利用とそれに伴う170億円以上の経済効果、1700人相当の雇用誘発効果が見込まれ、地域経済の活性化、国際化の創出、秋収の確保等が期待できる。 提案理由 今宵の世界的金融危機と円高による外国人観光客の激減は、西九州地域の代表的産業である観光産業に壊滅的な危機をもたらす可能性があり、地域経済の再生・振興の為に、カジノという切り札において是非を確保する必要がある。これまで、大阪府などがカジノ関連法を提案しているが、いずれも刑法で特定地域について適用を排除することできないし検討まで至らなかった。しかし、今回の提案は刑法35条を根拠に、新たな法律を制定することでカジノ施行の法的正当性を確保したいと考えている。又、本年4月の参議院内閣委員において、カジノ特区について大に議論すべきとの大旨の発言もあつたことから、別案の法律(案)について検討し頂きたいと考えている。なお、カジノ導入による懸念事項として、暴力団等の介入、治安悪化、青少年への影響、依存症問題等が一般的に言われるが、法による厳格な執行・監視、場所と対象者の限定により回避できると考えている。	-	-			刑法は法務省の所管法であり、カジノ実施の法的妥当性について当省で回答することはできないが、カジノ実施については、その是非について賛否が大きく分かれる問題であるため、十分な国家的議論が必要と考えている。		1 0 4 0 7 0 1 0	佐世保市 長崎市 諫早市 大村市 福海市 嬉野市 武雄市 佐世保商工会議所 市九州統合型リゾート研究会	長崎県	警察庁 法務省 国土交通省
1220080	通訳案内士制度の見直し	【通訳案内士法】 第三条 通訳案内士試験に合格した者は、通訳案内士となる資格を有する。 第五条 通訳案内士試験は、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。 第六条 通訳案内士試験は、筆記及び口述の法により行う。 2 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。一 外国語 二 日本語 三 日本歴史 四 産業、経済、政治及び文化に関する一般常識 3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、通訳案内業務について行う。	通訳案内士は、観光庁長官が実施する「通訳案内士試験」に合格して、都道府県に登録する必要がある。		ビジット・ジャパンで今後予想される外国人旅行者増加に対応する、交流人口の活動を目的とし、資格を取得しやすくするための法案を行う。	【実施内容】 通訳案内士資格を取得しやすくするために、現行の「語学能力検定試験」制度ではなく、講習受講者が一律で取得できる制度へ変更。 【提案理由】 現在、通訳案内士の試験合格率は20%以下(英語106.5/244人中・20%、中国語162.8/787人中)であり、その責任を軽減しても3%の1,040通のアンケート中、実際に従事していない人は3446人との結果が返ってきていない現状がある。通訳案内士という業務のニーズが少ないこと、認知度が低いことや安定しないことが原因として考えられ、フルタイムでの働きが難しいものもある。そこで、韓国語や海外言語の教員が教員を育てて働きやすい人材を養成し、通訳案内士試験に代る認定講座を新たに設け、外国人観光客へ交流拡大・親善を図りながらガイドができる仕組みを組織化する。	F	I			1 0 7 0 1 0	株式会社バノガ ローランド・キャピタル ネット	東京都	国土交通省		
1220090	床面積10㎡以内の建築確認等の緩和(バスシェルター、四阿等)小規模な公共施設新築	・建築基準法第6条第1項第4号 ・建築基準法第6条第4項第4号 ・建築基準法第7条 ・建築基準法第44条第2項 ・都市計画法施行規則第60条	建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事等の確認を受けなければならない。 建築基準法第6条第1項の規定による工事を完了したときは、建築主事等の検査を申請しなければならない。 建築物は、道路沿い、又は道路に突き出し、建築し、又は建造してはならない。ただし、公益上必要な建築物で特定行政庁が通行支障がないと認め、建築審査会の同意を得て許可したものはこの限りではない。 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済書の公布を受けようとする者は、その計画が都市計画法等の第1項等の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事等に求めることができる。		本市では、平成16年1月から小型バス3台によるコミュニティバスの運行を開始しました。運行初年度の利用者数は32,000人でしたが、平成20年度は67,000人に増え、その内の75%が65歳以上の高齢者であります。このように、コミュニティバスの利用者の大部分が高齢者であることが、市町に限りバスシェルター及びベンチを投資して行きたいと考えています。しかし、バス停にベンチやベンチと手すり等を設置した場合、建築確認申請が必要となります。また、市町に限りバスシェルターで更新する場合は、更に関係許可等不要証明の申請も必要となり、申請手数料や検査手数料などの費用も必要です。 床面積が10㎡以内の増築であれば建築確認は不要ですが、バスシェルター等床面積が10㎡以内の増築の「新築」に関しても建築確認等を免除し、建築場所の報告のみで足りるようしに頂きたい。	C	-			建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。その目的を達成するため、建築物の着工前及び工事後に、それぞれ建築確認及び完了検査を受けることが義務付けられている。 今回の要望においては、小規模な建築物について建築確認及び完了検査を免除する旨をご提案頂いているところであるが、建築物については、その規模に関わらず、安全上、防火上及び衛生上の機能を有するものを担保する必要があるため、御要望の内容の実現は困難である。 なお、御提案においては「床面積が10㎡以内の増築」であれば建築確認は不要とご記載があるが、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10㎡以内であっても、防火地域、準防火地域においては建築確認は必要となる。 また、小規模なバスシェルター等であっても、道路内に設置する場合には、周辺状況を踏まえて、特定行政庁が通行支障がないと認め、建築審査会の同意を得て個別に許可することが必要であり、厳格性の高い行政処分である許可手続きにおいて建築審査会における公平中立な審査手続きを緩和することは困難である。	1 0 2 1 1 0	小野市	兵庫県	国土交通省		
1220100	土地区画整理事業における施行区域外の宅地への換地に係る要件緩和について	土地区画整理法第86条第1項	土地区画整理事業の施行者は、施行区域内の宅地について換地計画を決定し、換地計画を定めなければならないこととされている。		現行法による施工区域内での換地処分について、施工区域外を含めた一体的な地域整理を行う目的に寄与するため一定の条件を満たしている区域外の土地を含めることができる換地要件の緩和	(地区の概要と現状の課題) 本地区は、バブル時に住宅開発を目的とした民間企業等による先行買収が虫食い的に進み、地権が混在した状態となり、土地の荒廃が進み、農業従事者の就業意欲低下による耕作放棄地が拡大するなど、地域振興にも大きな支障をきたしている。これを解決するため、地権者と市民団体の協力を軸として換地計画を策定し、(農)市町で地権者調整計画(基本構想)を策定し、同地区を都市的整備、農的整備及び自然保全の各エリアに分類し、それぞれが連携するようまちづくりを目指しているが、地権の混在や地権者が希望する整備エリアが異なるため、それぞれ土地を整理、交換するための方法を立てることが苦慮している。 【提案理由】 今回、この都市的整備エリアで土地区画整理事業を実施する予定であるが、現行法では同エリアに存在する土地が換地の対象外となっている。今回、同エリア内だけでなく、土地所有等が確認できるような同エリア外の土地を含めた換地処分が可能となれば、各地権者の所有する土地が活用され、地域振興が図られると期待される。 【法の趣旨から考えられる問題点とその解消策】 法の趣旨は従前に変えて土地の利用増進を図る目的であり、その負担として減少や清算金などが必要とされる区域外を換地対象とする不均衡が生じる事が懸念されるが、本地区は土地所有に関係なくその整備に際した負担を一律とする事で、各地権者の不公平感も無いと考えられる。	C	-			土地区画整理法(以下単に「法」という。)第86条第1項は、「施行者は、施行区域内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。」こととしており、施行区域内にあることが必要である。 施行区域外の土地について土地区画整理事業を施行しようとする場合には、施行地区に当該土地を編入する事業計画変更が必要である(都市計画変更が必要となる場合もある)。	1 0 2 4 1 0	岸和田市	大阪府	国土交通省	





12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1220200	霞ヶ浦湖内でのサトウキビ植栽の実証実験用水面占有の許可基準緩和	河川法第24条 河川法第26条	河川法において ・河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。以下対象において同じ。)を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 ・河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。		霞ヶ浦流域下水道の放流水中のチッソ・リンをサトウキビ植栽で回収・資源化する。新たな地場産業の創業目的の実証実験水域の占有許可基準の緩和を求める。	茨城県環境ハフレット「泳げる霞ヶ浦実現を目指す」によると、霞ヶ浦流域56の河川より、霞ヶ浦へ毎日チッソ13トン、リン1トン、COD24トンが流れ込んでいる。従来は発生源の抑制のみの対策だったが、茨城県より、平成21年度からチッソ、リンの回収高に合わせた助成実施の旨の正式公文が发出されたことを受け、霞ヶ浦で10haの農原とサトウキビ・ケナフ植栽区(幅2.2m×長さ6.5m×0.5m、重量2トン、浮体LPGボンベ20年経過廃棄予定品のリサイクル)によるチッソ、リンの回収及び資源化を行ないたいが、ケナフが野生種であるという理由で霞ヶ浦水面占有許可が下りない。 野生種であっても、定期的な採取等、野生種繁殖防止のための管理が成される場合は、水面占有許可の基準(野生種栽培を目的とする水面占有は許可しない)を緩和して頂きたい。	C	—	河川法においては、河川については、治水、利水、環境面を総合的に管理し、公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的としており、また、河川敷地占有許可規則第十一においても、「河川敷地の占有は、河川及びその周辺の土地利用の状況、農林その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない」とされている。従って、ケナフの野生化による在来種への影響が不明な状況において、その占有を認めた場合には、例えば生息場所の占有によって在来種が駆逐されるなど霞ヶ浦の在来種にとって不可逆的な結果をもたらす可能性があり、霞ヶ浦の自然環境を保全する観点から予防的措置として現時点においても河川管理者として適切でないと考える。なお、サトウキビについても、ケナフと同様に霞ヶ浦の在来種でないことから、許可の対象と考えておりません。	泳げる霞ヶ浦 植物性で実 0 1 0	NPO霞ヶ浦浄化連	茨城県	国土交通省	